省令

○総務省令第百号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項の規定に基づき、電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月七日

総務大臣　樽床　伸二

電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号中「七七〇MHz」を「七一四MHz」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。